

○門真市文化芸術推進条例

平成19年 3月29日門真市条例第1号

改正

平成23年 3月29日門真市条例第9号

平成29年 3月27日門真市条例第3号

平成30年12月21日門真市条例第28号

門真市文化芸術推進条例

題名改正〔平成30年門真市条例28号〕

文化芸術は、人間が人間らしく生きるための糧であり、真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものである。

私たちは、先人が培ってきた貴重な文化芸術を継承し、多様な文化芸術を享受し、自らの心のひろがりへの財産としてきた。私たちは、この財産を新たな文化芸術の創造とともに次世代に引き継がなければならない。

門真は、古代の河内湖が陸地化した低く平坦な土地で、その歴史は水との闘いでもあったが、その一方水の恵みを受け、河内蓮根を特産とする田園地帯として発達し、地域に根ざした文化も育まれてきた。

近年は、企業城下町として成長し、都市構造も住宅・産業都市へと変貌して、高度成長期には人口の急増により地域社会も大きく様変わりした。さらに、急速な情報化社会の進展が人間関係を希薄にし、加えて、少子高齢社会では、文化芸術の創造や継承を担う人的活力の衰退が懸念される。

このような情勢のもと、私たちには今こそ文化の香りに満ちた、心豊かでゆとりのある地域社会の創出へ向けた努力が求められているのである。

ここに、私たち一人ひとりが創造的な文化芸術活動を通じ、「このまちに住みたい」と思えるような魅力と誇りある「わが市（まち）門真」を実現することを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策の基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の推進の基本的な事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって地域に根ざした文化が創造されるまちづくりに寄与することを目的とする。

一部改正〔平成30年門真市条例28号〕

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民が等しく、身近に文化芸術に触れ、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民一人ひとりの自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、過去から培われてきた貴重な文化芸術を市民の共通の財産として継承し、これが発展されるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、一人ひとりの多様な文化や価値観を理解し、尊重することにより、互いの文化の発展が図られるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、次代を担う子どもの豊かな感性を高めるため、教育機関や家庭との連携のもとに、子どもが文化芸術活動に触れる機会の充実に努めなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、都市の景観及び豊かな生活空間が文化の基盤をなすことに鑑み、市民生活の反映である都市空間の整備において、常に文化的視点が導入されるよう配慮されなければならない。

一部改正〔平成23年門真市条例9号・30年28号〕

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び推進する責務を有する。

2 市は、文化芸術に関する施策の推進に当たって、市民及び事業者との連携及び協力を努めるものとする。

3 市は、文化芸術に関する施策の推進に当たって、市民に対し、活動の場、機会及び情報の提供に努めるものとする。

4 市は、文化芸術に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

一部改正〔平成30年門真市条例28号〕

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、文化芸術活動を自主的に展開するとともに、文化芸術

に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成30年門真市条例28号〕

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、文化芸術活動を自主的に展開するとともに、市民の文化芸術活動を支援する役割を果たすよう努めるものとする。

(推進基本計画)

第6条 市長は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第7条の2第1項の規定により文化芸術の推進に関する計画(以下「推進基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、推進基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第8条第1項に規定する門真市文化芸術推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、推進基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、推進基本計画の変更について準用する。

一部改正〔平成23年門真市条例9号・29年3号・30年28号〕

(推進体制の整備)

第7条 市は、文化芸術に関する施策の推進について、国、大阪府、関係機関等との連携を図り、必要な推進体制の整備を行うものとする。

一部改正〔平成30年門真市条例28号〕

(門真市文化芸術推進審議会)

第8条 市長の諮問に応じ、推進基本計画の策定及び変更その他文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため、門真市文化芸術推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 文化芸術に関して識見を有する者
 - (2) 文化芸術活動を行う者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 4 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成23年門真市条例9号・29年3号・30年28号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。(平成19年8月門真市規則第44号で、同19年10月1日から施行)
(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

文化芸術振興審議会委員	日	8,400円
-------------	---	--------

附 則 (平成23年3月29日門真市条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条中第2条第6項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日門真市条例第3号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月21日門真市条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
～ 略		～ 略	
文化芸術推進審議会委員	略	文化芸術振興審議会委員	略
～ 略		～ 略	

備考 略

備考 略